

## 道の駅サンライズひがし飲食店区画 使用契約書（案）

東村（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、道の駅サンライズひがし飲食店区画（以下「本施設」という。）の使用に関し、次のとおり契約する。

### 第1条（貸付）

- 1 甲は、乙に対し本施設を貸付け、乙はこれを使用して飲食店営業を行うものとする。
- 2 本施設の貸付範囲及び使用条件は、別紙仕様書のとおりにする。

### 第2条（使用基準）

乙は、本施設に使用に当たり、関係法令及び別紙仕様書の定めるところに従うほか、甲の指示を受けて適正な運営に努めなければならない。

### 第3条（管理責任者）

- 1 乙は、本施設の運営に係る管理責任者を定め、書面により甲に通知しなければならない。
- 2 管理責任者は、仕様書及び本契約に基づき、業務全般の掌握及び従業員の指揮監督を行う。

### 第4条（使用料）

- 1 乙は本施設の使用料として、月額 30,000 円（共益費含む）を甲に支払うものとする。
- 2 前項の使用料は、毎月末までに、甲の指定する口座へ振り込む方法により納付するものとする。

### 第5条（維持管理費）

- 1 本施設の維持管理に要する経費（光熱水費、消耗品等）は乙の負担とする。
- 2 その他の維持管理に関する経費については、甲乙協議のうえ定める。

### 第6条（原型変更の承認）

- 1 乙は、本施設の原型を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 2 前項に要する費用は乙の負担とする。

3 退去の際は、乙の負担により原状に回復しなければならない。

#### 第7条（損害賠償）

- 1 乙は、善良なる管理者の注意を怠り、本施設を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 損害賠償の内容は、甲乙協議のうえ定める。

#### 第8条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結日から起算して3年間とする。
- 2 契約満了に際し、甲乙協議のうえ更新することができる。

#### 第9条（疑義の決定）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

#### 第10条（営業形態）

乙は、本施設において飲食店営業のみを行うとし、甲の承諾なしに他の業務を行ってはならない。

#### 第11条（権利帰属等）

- 1 本施設の借家権は甲に帰属し、乙は借家権その他の権利を一切有しない。
- 2 乙は、本施設の全部又は一部について譲渡、賃貸、担保権設定等の処分をしてはならない。

#### 第12条（再委託の禁止）

乙は、甲の事前承諾を得ることなく、本施設の運営を第三者に再委託してはならない。

#### 第13条（報告書の提出）

- 1 乙は、施設運営の状況を把握するため、毎月の来客数および売上額等について、甲に報告しなければならない。
- 2 前項の報告内容は、施設運営の改善及び利用状況の把握を目的として使用するものとする。

#### 第14条（衛生管理等）

- 1 乙は、食品衛生責任者及び防災責任者を配置し、必要な許認可を取得するものと

する。

- 2 乙は、従業員の健康管理（検便・健康診断等）に努め、衛生管理に万全を期するものとする

#### 第 15 条（設備等の使用）

- 1 乙は、本施設及び設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、防災に万全を期するものとする。
- 2 本施設内の設備等の所有権は甲に帰属し、乙は営業のための使用権限のみを有する。
- 3 甲の設備等から発生した事故については、甲乙いずれも故意・過失がない限り責任を負わない。
- 4 乙が設備等を滅失又は破損した場合は、乙の責任において修繕又は補充する。

#### 第 16 条（苦情処理）

顧客からの苦情等は、乙が責任をもって対応し解決するものとする。

#### 第 17 条（契約解除の通知）

甲又は乙が本契約を解除する場合は、相手方に対し 3 か月まえまでに書面で通知しなければならない。

#### 第 18 条（施設等の返還）

- 1 本契約が終了した場合、乙は本施設及び設備等を原状に回復して甲に返還する。
- 2 乙の所有物は、甲乙協議により定めた期限内に乙が搬出する。
- 3 乙は付加した物（有益費）について、買取り又は費用返還を請求しない。

#### 第 19 条（秘密保持）

乙は、本契約の履行にあたり知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

#### 第 20 条（契約解除）

甲又は乙に次の事由が生じたときは、相手方は催告なく本契約を解除できる。

- 1 本契約に違反したとき
- 2 差押え、破産等の重大事由が生じたとき
- 3 その他前各号に準ずる事由があるとき

#### 第 21 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、反社会的勢力と関係を有しないことを表明し保証する。  
違反が認められた場合、相手方は催告なく契約を解除できる。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東村字平良804番地  
東村役場  
東村長 當山全伸

乙